

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六十五条 法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第六十六条の第十四第一号へに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買（同法第二条第八項第一号に規定する有価証券の売買をいう。以下この節において同じ。）の受託等（同法第四十四条の二第一項第一号に規定する受託等をいい、有価証券等仲介業務に係るものに限る。第一号において同じ。）をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 前号の有価証券の売買をした月におけるその個人の同号の対価に相当する額の総額が十万円を超えることとならないこと。</p> <p>三 〔略〕</p>	<p>第六十五条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。</p> <p>三 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	